

第4章 申請と審査

4.1 申請（条例第8条）

- (1) 給水装置を新設、改造又は撤去する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならないものとし、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- (2) 申請書の記入要領
 - ア 記入に当たっては、黒色のボールペン又はインクを使用すること。
 - イ 所有者及び使用者の氏名には必ずフリガナをつけることし、印鑑は正しい位置に明瞭かつ正確に押印すること。
 - ウ 各項目を明確に記入すること。
 - エ 案内図は、原則として北の方向を上とし矢印で方向（方位）を明らかにし、工事場所付近の目標となるべき施設名及び隣接建築物の名称等を記入し、工事場所は赤色で明記すること。
 - オ 利害関係人がある場合は、承諾項目に関係人本人が氏名を記入し、印鑑は正しい位置に明瞭かつ正確に押印すること。

4.2 工事費等の負担

給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、これらを必要とする者の負担とする。
内訳は次のとおり。

- (1) 手数料
申請審査手数料， 工事検査手数料， 国県道占用手数料
- (2) 加入金
- (3) 工事費
材料費， 労力費， 道路復旧費， 間接経費
- (4) 給水本管洗浄にかかる水道料金
- (5) その他， 特別な費用を必要とするときは， その費用

4.3 審査

(1) 書類の審査は、次に掲げるものとする。

ア 工事内容及び設計図の審査

イ 申請手数料及び加入金の決定

ウ 所有者及び使用者の捺印

エ 代理人選定の有無

オ 建築確認申請の有無

カ 利害関係人の同意の有無

(1) 分岐の承諾

(2) 給水装置所有者の譲渡届

(3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意若しくは所有者の誓約書等